

令和6年度第1回吹田市権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク協議会  
議事概要

1 日時 令和6年7月30日（火）午後2時から午後4時まで

2 場所 吹田市文化会館（メイシアター）第1会議室

3 出席者ほか

(1) 委員 11名

明石 隆行（種智院大学人文学部社会福祉学科 教授）  
青木 佳史（大阪弁護士会 弁護士）  
徳永 正尚（大阪司法書士会 司法書士）  
矢島 繁一（大阪社会福祉士会  
相談センター「ぱあとなあ」スーパーバイザー）  
三条 健二（吹田市民生・児童委員協議会 会計監査）  
稲垣 亮祐（吹田市医師会 理事）  
八田恵美子（吹田市介護保険事業者連絡会  
訪問看護・訪問リハビリテーション・訪問入浴部会）  
村田 優美（吹田市介護保険事業者連絡会居宅介護支援部会）  
大西美佳子（吹田市障がい児者等計画相談支援事業者等連絡会 会長）  
堀江 篤史（北おおさか信用金庫吹田支店 支店長）  
眞鍋 宏明（ゆうちょ銀行吹田店 店長）

(2) 事務局 14名

梅森 徳晃 福祉部長  
田畑 茂洋 福祉部次長（福祉総務室長兼務）  
紙谷 裕子 福祉総務室参事  
齋藤 知宏 福祉総務室主幹  
本郷 夏実 福祉総務室主査  
上垣 美帆 福祉総務室主任  
賀集 恒介 福祉総務室主任  
中村 海翔 福祉総務室係員  
友成 聖弥 生活福祉室主査  
平井 倫子 高齢福祉室参事  
石井 裕臣 障がい福祉室参事  
朽久保秀紀 けんりサポートすいた センター長  
山田 春香 けんりサポートすいた 相談員  
森本 大介 吹田市社会福祉協議会 総務課長

- (3) オブザーバー 2名  
井川 真志 大阪家庭裁判所家事第4部後見センター 総括判事  
荒木 仁美 大阪家庭裁判所家事第4部後見センター 主任書記官
- (4) 傍聴 1名

#### 4 会議資料

- 資料1 吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議における意見書
- 資料2-1 吹田市権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの中核機関設置要領
- 資料2-2 吹田市権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク協議会設置要領
- 資料2-3 吹田市権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク協議会の傍聴に関する事務取扱要領
- 資料3-1 「けんりサポートすいた」リーフレット
- 資料3-2 中核機関業務実施計画評価シート（案）
- 資料3-3 中核機関事業報告書（案）
- 資料3-4 令和6年度吹田市権利擁護・成年後見支援センター研修（案）
- 参考資料1 専門相談 ちらし
- 参考資料2 専門職派遣 ちらし

#### 5 内容

- (1) 吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議の振り返り
- (2) 吹田市権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク協議会について
- (3) 「けんりサポートすいた」の運営について
  - ア 「けんりサポートすいた」について
  - イ 中核機関業務実施計画評価シート（案）について
  - ウ 中核機関事業報告書（案）について
  - エ 「けんりサポートすいた」主催研修（案）について
- (4) その他

## 6 議事（会議要旨）

委員長 議題1「吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議の振り返り」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料1「吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議における意見書」を御用意ください。本協議会は、今月1日に開設した「吹田市権利擁護・成年後見支援センター（通称：けんりサポートすいた）」の機能や運営について御意見をいただく場ですが、本協議会の前身の会議体である「吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議」から提出された意見書を基に取組を進めていますので、そこでの検討結果を簡単に御説明させていただきます。

まず、中核機関を担う団体につきましては、別添1「成年後見制度利用促進体制整備検討会議 意見一覧」の38番「新たに権利擁護支援の事業を始める団体よりも、実績がある団体が望ましい。」、40番「市内全域でネットワークを持つ団体」や41番「地域の実情も知っていて、民間事業者との関係性もある団体」というところで、吹田市社会福祉協議会（以下「吹田市社協」という。）が最も適切であるという御意見を踏まえ、本年4月1日から「けんりサポートすいた」の設置準備及び運営業務を委託しているところです。

次に、その業務内容につきましては、別添2「中核機関の業務内容」に記載されている内容が、現在の仕様書とほぼ同じものになっています。別添1「成年後見制度利用促進体制整備検討会議 意見一覧」の分類1「成年後見制度に関する現状と課題」を踏まえ、分類2「中核機関に必要な機能」として、例えば30番「地域の中で権利擁護や成年後見制度が身近となり、制度に関する正しい認識を持って対応できるような地域づくりが必要」であり、広報・啓発に力を入れていく必要があるとの御意見をいただきました。また、分類3「地域連携ネットワークに係る協議会等」については、33番「家庭裁判所の職員の方にも福祉の現状を知ってもらうことへの期待」や34番「金融機関の窓口で成年後見に関するトラブル等の事例を御紹介いただき、制度理解を促進する」ことについて御意見をいただきました。分類5「市民後見人に関する事業」については、本市では養成等いくつか実施できていないものもありますが、これにつきましては別添3「中核機関（2次的窓口）の機能の方向性及び1次的窓口の役割」に記載のあるとおり、段階的な実施を想定しており、開設当初は広報機能・相談機能の取組を重点的に行い、

近い将来の取組として市民後見人の養成・支援を行うこととなっています。

委員長           事務局から検討会議の振り返りについて説明がありましたが、御意見等がありますか。ないようでしたら次に進みます。続いて議題2「吹田市権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク協議会」について、事務局から説明をお願いします。

事務局           本協議会に関係する要領について、御説明いたします。まず、資料2-1「吹田市権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの中核機関設置要領」をご覧ください。本要領は、中核機関である「けんりサポートすいた」の設置やその業務内容について規定しているものですが、第7条において、成年後見制度の利用促進をはじめとする権利擁護に関する地域課題の検討及び調整等を目的に、地域連携ネットワークの協議会を設置することとしています。同条第2項で、その組織及び運営に関する事項は別に定めるとしており、それが資料2-2「吹田市権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク協議会設置要領」であり、ここで委員構成や任期について定めています。また、本協議会は傍聴ありの会議体でして、資料2-3「傍聴に関する事務取扱要領」のとおり定めています。第4条で定員は原則5名としていますが、定員を超えて希望者がいらっしゃった場合も、会場に余裕のある場合は入室していただく予定にしていますので、よろしくお願いいたします。

委員長           ただいま事務局から本協議会に関係する要領について説明がありましたが、御質問等がありますか。ないようでしたら次に進みます。続いて議題3「けんりサポートすいたの運営」について、事務局から説明をお願いします。

事務局           資料3-1「けんりサポートすいたリーフレット」を用いて、センターの概要を御説明いたします。センターの正式名称は「吹田市権利擁護・成年後見支援センター」で、「けんりサポートすいた」という愛称をつけました。4つの候補の中からSNSを通じて市民の方に投票いただいて、決まった結果でございます。センターの所在地は、吹田市立総合福祉会館2階の吹田市社協内に設置しており、開設時間は平日の午前9時から午後5時30分となっています。センターは、認知症の方や知的、精神障がいのある方が安心し

て暮らすことができるように支援していく機関でございますが、主な業務内容は「相談・支援」と「広報・啓発」でございます。「相談・支援」では、成年後見制度など権利擁護に関する相談をお受けして、関係機関と連携しながら、御本人・御家族をサポートしていきます。「広報・啓発」では、成年後見制度をはじめとした権利擁護についての理解促進を図って参ります。リーフレットの内側には、こんなことがあったら相談してくださいということで、「認知症の親が詐欺に遭わないか心配」「障がいのある子どもの将来が不安」「家庭裁判所に提出する書類の作成が難しい」等の具体的な相談を記載しています。専門相談・専門職派遣につきましては、事前予約制で弁護士と社会福祉士のペアまたは司法書士と社会福祉士のペアに御相談をいただけるよう体制を整備しています。専門相談は毎月第2・第4金曜日に吹田市立総合福祉会館内で行っており、専門職派遣は、毎月第2・第4火曜日に場所を吹田市内全域として行います。

続きまして、資料3-2「中核機関業務実施計画評価シート(案)」をご覧ください。「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「成年後見人等への支援」「地域連携ネットワークの構築」の5つの機能ごとに今年度の業務実施計画を記載しています。まず、広報機能の1つ目の業務である「広報」ですが、市民向けには、リーフレットの発行・配布、ホームページの作成・公開等を行い、センターの機能や成年後見制度等についての周知を図ります。目標として、リーフレットを3,000部配布することを設定しています。支援機関向けには、1次的相談窓口である地域包括支援センター及び障がい者相談支援センター(以下、「1次的相談窓口」という。)等に本センターの周知を図り、適切に連携できる関係性をつくっていきたいと考えています。6月に開催された1次的窓口の各センター長会議で本センターの開設について御説明しましたが、目標としまして、11月までに各窓口に出向いて周知を図っていきたいと考えています。次に、広報機能の2つ目の業務である「講座等啓発活動」ですが、市民向け・支援機関向けで、出前講座等を開催して成年後見制度等の周知を図ります。今年度はセンター開設の周知が主な内容になると思いますが、年間で各10件程度出前講座を実施することを目標にしています。続きまして、相談機能の1つ目の業務である「専門相談」につきましては、目標として、年間の予約枠の半数程度は利用いただけるよう、専門相談・専門職派遣の周知を図ります。相談機能の2つ目の業務である「相談対応及び支援」

ですが、市民向けに取り組むとして、権利擁護支援の相談業務に慣れていない職員もいますので、研修等も活用しながらスキルアップを図ります。支援機関向けについては、1 次的相談窓口との連携を重視し、専門相談・専門職派遣も活用いただきながら支援を行います。目標としまして、1 次的相談窓口にセンターの評価をいただけるようアンケート調査を実施します。続きまして、成年後見制度利用促進機能の1 つ目の業務である「受任調整等の支援」ですが、これは将来的な取組になりますので、運営委員会や協議会に諮りながら、どのようなマッチング機能の構築が可能か検討します。2 つ目の業務である「日常生活自立支援事業との円滑な連携」ですが、日常生活自立支援事業の待機者の増加と待機期間の長期化が課題となっていますので、待機期間が3 か月程度にできるようになることを目標に取り組を進めます。3 つ目の業務である「成年後見審判申立審査会への参加」ですが、審査会への参加を通じて、市長申立による円滑な制度利用に貢献していきたいと考えています。4 つ目の業務である「市民後見人の養成」につきまして、研修等を通じて職員の制度理解を深めながら、ニーズ把握を行います。続きまして、成年後見人等への支援機能の1 つ目の業務である「親族後見人、後見活動を行う法人への支援」につきまして、親族後見人の方や個人の方の後見活動が円滑に進むように、チームの支援も含めて支援していきます。2 つ目の業務の「市民後見人への支援」につきましては、制度の理解を進めながら、市民後見人の支援に備えて参ります。続きまして、地域連携ネットワークの構築の1 つ目の業務である「地域連携ネットワークの構築」については、支援が必要な方を早期発見し、適切に制度につなげていけるような地域連携ネットワークの構築を目指して参ります。2 つ目・3 つ目の業務である「運営委員会の運営」及び「協議会の運営」につきましては、初回の運営委員会は7 月 23 日に開催し、そこでの御意見を踏まえ本評価シート（案）を作成しています。運営委員会については年5 回、協議会については年2 回開催することを目標としています。4 つ目の業務である「権利擁護支援チームの形成・自立支援」につきましては、権利擁護支援チームが適切に形成されて自立できるように、専門相談・専門職派遣を利用しながら支援して参ります。続いての中核機関事業報告書（案）について御説明させていただきます。

資料3－3をご覧ください。「相談・支援」及び「広報・啓発」に関する月例の実績報告書（案）でございます。センター相談と専

門相談・専門職派遣で共通の項目は、「1.相談件数」「2.相談・支援形態」「3.対象者属性」「4.相談者属性」「5.相談・支援内容」です。センター相談の様式のための項目が「6.他の専門職へのつなぎ先」「7.相談・支援【事例】」であり、特徴的な相談内容や典型的な相談内容を具体的に記載するものです。専門相談・専門職派遣の様式のための項目が「6.新規相談で専門相談・専門職派遣につながらなかった案件」「7.新規相談で専門相談・専門職派遣につながった案件」であり、それぞれの実例を記載するものです。広報・啓発の様式では、リーフレットの作成数・配布数や出前講座等の開催回数・参加者数を記載します。相談・支援及び広報・啓発の他にも特徴的なことがありましたら、【その他】に記載します。

続きまして、資料3-4をご覧ください。今年度の研修は12月5日(木)に市民を対象に開催予定です。内容は、基調講演として、E委員に成年後見制度の変遷や本人を中心とした権利擁護支援等についてお話いただき、本人主体の支援のあり方ですとか、本市における権利擁護支援の地域連携ネットワークのあり方について考えるような機会にしたいと考えています。また、取組報告として1次的相談窓口の職員にお話しただけでないか検討しているところです。

委員長           ただいま事務局から「けんりサポートすいた」の運営について説明がありましたが、お気付きの点や御意見・御質問はございますか。なければ私から質問します。「けんりサポートすいた」では法人後見を実施されていると思いますが、市民の方からの相談内容等、実態を御紹介いただけますか。

事務局           現在、法人後見は日常生活自立支援事業の利用者からの移行に限って受任しているところですが、市民の方から時々問合せがありますので、一定のニーズがあるものと認識しています。受任件数は6件で、認知症の方が3名と知的障がいのある方が3名です。

委員長           日常生活自立支援事業から成年後見制度の利用に移行するタイミングであったり、御本人や御家族の理解を得ていくことは御苦労があるかと思いますが、その点はいかがですか。

事務局           法人後見に移行する方は身寄りのない方が多いですので、御家族の理解を得ていくことが難しいということはあまりありません。

御本人に関しては、日常生活自立支援事業の利用で吹田市社協との関係ができていますので、法人後見で引き続き支援することに安心感を持っておられる方が多いと感じています。

委員長            法人後見に移行する際に多いのは後見類型ですか。

事務局            過去は後見類型が多かったが、最近は保佐・補助での移行もあります。

委員長            すでに専門相談・専門職派遣が始まっているということですが、実績を教えてください。

事務局            専門職派遣を1回実施しました。相談内容は、日常生活自立支援事業と成年後見制度のどちらを利用するか迷っているというものでした。弁護士・社会福祉士から制度の説明を聞いたことで、後日、成年後見制度を利用することに決まったと連絡がありました。その時は、御本人をはじめ、ケアマネジャーやヘルパー、訪問のドクターも参加されており、後見制度の理解があまり深くない方にも弁護士・社会福祉士からの説明を聞いていただけたことで、同じ方向を向ける機会になったのではないかと感じています。

委員長            7月からスタートしたということですが、一般市民の方の反応はどのような感じですか。

事務局            市報7月号をご覧になった方からの御相談が月の初めは比較的多かったと思っています。

委員長            広報した反応が、やっぱり返ってきているということですね。

A委員            今、吹田市で成年後見制度を利用されている方は、どのくらいいらっしゃると思いますか。また、多いのは認知症の方ですか。

事務局            手元に資料がないので正確な数はわかりませんが、大阪家庭裁判所（以下「大阪家裁」という。）からいただいているデータでは750名程度だったと記憶しています。また、障がいのある方と比べて認知症の方がとても多いです。



- B委員 専門職派遣は、利用者がつながっている関係機関の後方支援を行うイメージですが、この関係機関の条件はありますか。
- 事務局 特に条件は設けていません。支援チームの定義にもよりますが、御家族だけで構成されているものも一つの支援チームのあり方だと考えますので、柔軟に対応していきたいと考えています。
- C委員 専門相談・専門職派遣には、どの段階でつなげば良いですか。認知症の方でも全くわからないわけではないので御本人の意見を聞く時間も必要ですし、制度の利用に向けて色々考えていても支援チームの中で役割分担まで進んでいないこともあります。そのような段階でもアドバイスをいただくことはできますか。
- 事務局 センター職員の相談に関しましては、どのタイミングでも、何度でも御相談いただいて問題ありませんので、「とりあえず一度聞いてみようか」くらいの気軽な気持ちで御連絡していただければと思います。専門職派遣に関しましては、同じ相談内容で何度も御利用いただくことはできませんが、三士会の方からお話しを聞くことで御本人の意識が変わるケースもあるように感じています。
- C委員 あまり先走ると拒否が強く出てしまって全く動けなくなることもありますので、タイミングの判断がすごく難しく、どう持っていくのか悩むところです。
- 事務局 後見制度の利用が必要な日常生活自立支援事業の利用者の方の中にも、御本人の同意を得られない方はいますので同じような感覚がありますが、時間をかけて寄り添いながら、きっかけを見つけて話しているのが現状です。そのお話をする場にセンターの職員を呼んでいただいたり、専門職派遣を御利用いただければと思います。
- 委員長 専門職派遣を利用するきっかけがなかなか掴めないということで、ケースバイケースだと思いますが、三士会の委員の皆さんから御助言等あればお願いします。
- D委員 我々からは、後見業務の経験を踏まえて具体的な事例の御説明

ができますので、専門職を大いに活用していただいて、最終的に御本人や支援者方で決めていただければ良いと思います。

E 委員      成年後見制度を使うか使わないかという話になると、どのタイミングで専門職への相談に踏み切れれば良いか悩むと思います。医療や介護の現場でも評価をしてサービスを組むのと同じように、御本人が判断する力を評価して、どのようなサポートが必要か支援者の皆さんだけでもお話をされると思いますが、あまりイメージが湧かないときや制度の利用の仕方もわからないときなど、早い段階で専門職を呼んでいただければと思います。すぐに成年後見制度を利用する必要はないですし、「今はこういう時期で、こうなったら、どうしていきましょうか。」ということ、皆さんで共有する場に呼んでいただくのが、早い段階では良いと思います。他にも、身寄りがない方に将来に備えた話をしたいけれど支援者だけでは話にくいときに、専門職から任意後見制度や補助について説明して、御本人にイメージを持ってもらうために使うということもあると思います。また、支援者間で成年後見制度の利用について、考えにずれがあるときにも呼んでいただいて、共通認識をもてるようにするというのもあると思います。あまりハードルを上げずに早い段階で呼んでいただくことと、一次的相談窓口とも話し合っって呼んでいただくことも大事だと思います。

委員長      資料３－２「中核機関業務実施計画評価シート」について、御意見・御質問はございますか。

E 委員      広報機能の目標で「１次的相談窓口への聞き取りを行う」とあり、相談機能の目標で「１次的相談窓口にアンケート調査を行う」とありますが、それぞれ別のものですか。

事務局      「１次的相談窓口への聞き取りを行う」というのは、「けんりサポートすいた」の周知をメインで行うとともに、１次的相談窓口で抱えておられる課題を共有しながら、今後のセンターのあり方や地域連携ネットワークのあり方を考えていきたいと考えています。「１次的相談窓口にアンケート調査を行う」というのは、今年度のセンターの取組について評価していただきたいと考えています。１次的相談窓口を回り始めて間もないですが、回ったところからは相談の電話がかかってきていますので、面と向かってお話しす

ることで関係が作れていくと考えています。

F 委員            広報機能の講座等啓発活動業務についての目標で、市民向けの出前講座を年間 10 件実施とありますが、こういった場所で開催される予定ですか。

事務局            今年度は、センターの周知がメインになると思っていますが、どのような場所でも行かせていただきたいと思います。現状、ひとり暮らしの高齢者を対象に実施するふれあい昼食会の主催者から声がかかっています。

F 委員            ふれあい昼食会の対象者は一般市民ですか。支援者の方も参加できるようなものですか。

事務局            ふれあい昼食会の対象者は一般市民がメインになっています。地域包括支援センターからは、ケアマネジャー向けに説明して欲しいということもお声掛けいただいておりますので、支援者の方向けに説明する機会も設けていきたいと考えています。

E 委員            市内で専門職の方が定期的にお集まりになっている場があると思いますので、そこで 10 分でも説明させてもらえると、効果的な周知になると思いますので、今日お越しの委員の方が所属している団体に御協力いただければ良いのではないかと思います。

事務局            ぜひ、そういった場がありましたら教えていただきたいと思います。また、1 次的相談窓口だけではなくてケアマネジャーや計画相談事業者の方にも説明させていただく機会をどんどん作っていききたいと考えています。

E 委員            他市では、銀行に来る市民向けのちらしのほかに、金融機関の職員の方向けのちらしを作っているところもあります。今年度実施してほしいということではありませんが、コロナ禍以降、動画視聴やオンラインの研修が増えているので、30 秒ビデオとかを作って見てもらうのも良いと思います。また、コンビニでもお金の出し方がわからない人も来たりするので、金融機関以外の企業にもいろいろ広報できればと思います。

委員長           他市では、ショートビデオを作ったり、ホームページで動画を紹介したり、いろいろ工夫されているところもありますので、良いところを真似していただければと思います。

事務局           対象者をしぼった広報媒体については、これから考えなければいけないと思っています。金融機関に御挨拶に伺ったところ、「ぜひリーフレットを置きたいから、何部か欲しい。」という声もいただいておりますので、やはり金融機関にはニーズがあって、今後、相談件数は増えてくるのではないかと感じています。

委員長           それぞれの機関・団体で共通に困っておられることと、そこで独自に困っておられることがありますので、その困りごとに注目するのが良いと思います。

B委員           広報機能の広報業務で、支援機関向けに「中核機関の周知を図り、適切な連携・協働につなげていく」とありますが、ここには保健所や保健センターは含まれますか。

事務局           もちろん含まれています。すでに保健所には御挨拶に伺いましたし、他にも周知の場所があれば伺いたいと考えています。

B委員           1 次的相談窓口のもっと手前の、0 次と言いますか、吹田市社協に配置されているCSW（コミュニティソーシャルワーカー）や民生委員には情報が多くありそうですが、そのあたりへの周知は含まれていますか。

事務局           民生委員向けには、吹田市民生・児童委員協議会地区委員長会で周知を図らせていただきました。地区福祉委員にも委員長会議でお話しさせていただいたことで、ふれあい昼食会でも話して欲しいというようなお声もいただきました。早期発見される方々への周知も重要な課題であると認識して、周知に取り組んでいるところです。

A委員           資料３－２には「案」がついていますが、これはどのタイミングで取れますか。

事務局           本協議会で御了解いただけたら、「案」が取れる予定です。

A委員            まずは機能ごとにAからDの4段階で自己評価してPDCAサイクルを回していくという考え方だと思いますが、市の評価でCやDの低い評価がついたら、ペナルティのようなものはありますか。

事務局            まずは「けんりサポートすいた」で自己評価をしていただき、それを踏まえて、市の評価につきましては総評という形で記載するものです。評価がDになるとペナルティで契約が解除されるということではなく、次回の計画に課題を解決するための目標を新たに設定して、それについても協議会で御意見をいただくという流れを考えています。

委員長            続いて議題4「その他」に移ります。本会議は、「協議会」ということで、委員の皆さんに話し合っていて、より良い方法を探していこうという趣旨の会議ですので、権利擁護に関する制度や施策、あるいは日頃委員の皆さんが活動されている中で気になっていることについて、情報共有や意見交換をできればと思います。

                      まずは、E委員が国の法制審議会民法（成年後見等関係）部会に委員として参画されていますので、成年後見制度に関する国の動向についてお話ししていただき、我々も共有したいと思っています。

E委員            平成28年に成年後見制度利用促進法ができ、現在は、令和4年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という。）に基づいて取組が推進されているところです。第二期計画では、権利擁護支援は成年後見制度を使うことではなく、地域で意思決定支援を十分に行いながら本人中心の支援を行うことであり、成年後見制度は御本人の権利を守るために必要に応じて使うものであることから、今の成年後見制度は見直した方が良い部分があるのではないかとということが示されています。これを踏まえて、法務省が音頭をとって、正式に法律を変える前に、どういうふうに変えた方が良いか「成年後見制度の在り方に関する研究会」で2年間議論されました。そして、今年の4月から、2年後に新しい制度の提案をするために民法改正に向けて正式に法制審議会民法（成年後見等関係）部会がスタートし、検討が進め

られているところです。

その部会で検討していることとして、1つ目に、成年後見制度を利用すると、ずっと後見人がつくことになるから利用を躊躇するということがあるので、必要なくなったら終わらせられるようにするのはどうかというものです。2つ目に、何でも後見人がやることになっているのはどうなのかということで、本当に必要なところだけ代理権を持ってもらったり、取消権も必要に応じてつけられるようにするのはどうかというものです。3つ目に、御本人の意思を考慮しなくても決められるようになっていることに対する不満がいろいろ出ているということ。4つ目に、もう弁護士の後見人はいないから市民後見人が良いなと思ったときに交代ができないということ。この4つをなんとかしたいということで、今、民法をどう変えたら良いのかという話をしています。

今はまだどういう制度になるかははっきりとは決まっていますが、今言ったようなことができるようになると、判断能力はしんどい方だけでも、大変な時期が終わって、後は地域や施設の皆さんの協力があればやっていけるとなったときに、一旦成年後見制度の利用をやめて、必要なときにまた始められるようになったり、数年に一度のように定期的に、本当に必要なのか見直す機会を設けるようになったり、後見人が悪いところがなくとも交代したいと思ったときに交代もできるようにする等といったことを現場の方の意見を聞きながら毎月議論していった、来年の夏ぐらいには案が出てくる感じになりそうです。

今の制度に基づいてやっと中核機関の運営が始まったのに、法律が変わったらどうなるのかと思うかもしれませんが、今、中核機関を設置して権利擁護支援の地域連携ネットワークを作ることは、これから法律が変わるためにとても大事なことになります。法律が変わると、後見人が必要ではないかとか、必要がなくなったからやめたらどうかということを地域の中で御本人やその支援者の皆さんと一緒に考えた内容をもとに裁判所が判断する関係になっていくので、地域の皆さんがしっかりしていないと裁判所だけでは判断できないようなものになっていきます。医療や介護についてもたびたび見直しをするように、御本人の判断能力についても、たびたび見直しをすることが地域でできないと、せっかく法律が変わっても、上手に制度を使えないことになります。権利擁護支援の地域連携ネットワークの中で、いろいろな民間の団体の皆さんと一緒に連携して各支援チームの支援ができて、ようやく新しい法

律が生きてくるという関係にあるので、新しい制度に向けた準備という意味でとらえていただければと思います。先ほど事務局から受任調整はまだ先のことだと説明がありましたが、これから受任調整がますます求められるようになるので、吹田市も、大急ぎでそういったこともできるような地域になっていくことが大事だと思います。

委員長

実は、このお話の内容は、今年の2月に報告書が出ていますが、126 ページもあります。それを10分でまとめていただき、大変ありがとうございました。ただ、その報告書は法律の話のものなので、地域がしっかりしていないといけないという部分には触れられていません。やっぱり、本人中心の支援をしていくためには、御本人がどのように考えておられるかということを地域でしっかりと評価をして、家庭裁判所にお伝えするという作業が必要になります。そのために、中核機関の役割は非常に大きいということですので、それをしっかり心に留めておいていただきたいと思います。

F 委員

支援者の方から申立ての手続きをお願いされて御本人と会ったときに、支援者の方から説明はされていると思いますが、御本人が理解できていなくて拒否されるケースがあります。まずは、日頃の関わりの中で、財産管理や身上保護であなたを守るための成年後見制度があるということを、できるだけ丁寧に説明していただいて、しかるべきタイミングで相談をしていただくのが良いと思います。どの時点で相談したら良いかということですが、成年後見制度には3つの類型がありますので、補助が考えられるころから相談していただいたら良いと思います。

私の経験では、御本人が何にお金を使っているんだろうと思うくらい、どんどんお金がなくなるようなケースがあります。私の場合は、預貯金等で管理して、独居の方であれば必要な分だけをお届けしています。ケアマネジャーやヘルパー等、自分以外に御本人と関わりのある人と一緒に小口の現金を管理して、経済的虐待にならないように注意していますが、御本人が窮屈だと思われることもあります。御親族がいらっしゃるときは、その方の意見を聞いたり、丁寧に御説明させていただいたりしますが、身寄りのない方が結構多くて、そういうときに御本人の意思をどこまで尊重して関わっていけるかは、いつも悩みながらやっているところです。

D 委員

中核機関の存在は、先ほどのお話にもあったように、これからとても重要になってくると思います。マッチング機能や専門職後見人への苦情対応等、いろいろなことをしなければいけません。中核機関には、市民の方が安心して制度を利用でき、いい制度だと感じてもらえるような働きをしていただけると良いと思います。

専門職後見人はちょっと強い立場なので、意思決定支援にあたって、知らず知らずのうちに自分の価値観に誘導しているときがありますが、そうであってはいけないと思います。御本人の意思で決めたことで失敗することもあります。重大なことにならないものであれば、また一緒に考えて元に戻ることもありますし、他市の中核機関では、最初から市民後見人への移行を前提に専門職後見人がつくこともありますので、一度決めたことに縛られなくて良いと思います。

後見人がつくと、最初の2年間が大変で、2年過ぎると大体の方が落ち着きます。パターンが見えてくるようになると、地域に戻って、地域の方が支援するということがおおいにできると思うので、ぜひそういった機能をもった中核機関になれば良いと思います。

A 委員

吹田市には民生委員・児童委員が約 500 人おり、75 歳以上の後期高齢者がだいたい 5 万 5,500 人いらっしゃいますので、民生委員・児童委員 1 人に対して 110 人ぐらいの後期高齢者の方がおられる計算になります。今月の地区委員長会議での「けんりサポートすいた」の説明を受けて私の地区の定例会でお話ししましたが、成年後見制度について、民生委員・児童委員の中にも、よく御存知の方とあまり知らない方との差が結構あります。特に、「成年後見制度はお金持ちの人の制度」という感覚の人が結構います。やっぱり、財産を守るだけの制度ではないということの広報・啓発が、まず一番大事で、さらに、相談したいと思ったときに気軽にセンターに相談できるような環境づくりが、すごく大事だと感じています。

B 委員

意思決定支援で大事だと思うのは、1 つ目に、問題解決型ではなくて、伴走型というあり方で、伴走型支援はこれからの対人支援の本質になってくると感じています。後見人はすでに長く伴走支援してきた人たちの中で当事者の権利を見守るシンボル・象徴のような立ち位置で、その支援体制の輪の中で当事者の意思が醸成されるイメージが透明性のある公正な仕組みになっていくと良いなと考えています。



もう1つは、どうしても患者さんが医者 of 言うことを聞くようになっ ていっ てしま う場合 もあり、関係性の中で人の意思は変わっ てしま うところがある ので、合議体 の形でより多くの人が1人の方 に意見を出し合うことが大事だ と思 いま す。イメージとして近いのは、フィンランドの医療から発生したオープンダイアログという取組ですが、地域で一人ひとりの尊厳が守られていくシステムをイメージできると良いな と思 いま すし、その一端を中核機関が担っ ていくことができる時代に入っ ていけば良い と思 いま す。

委員長            第二期計画で言わ れてい るところの、本人を含めた支援者のチームで支援をしていく、あるいは、その意思決定を考えていくという考え方ですね。

C委員            支援者の中には「成年後見制度を使うと財産の管理ができなくなるよ。そんな話に絶対乗っ たら いけないよ。」というよう な説明をする人もいて、御本人が悪いイメージをもっ てしま っていると、それを覆すのがなかなかできません。そう思うと、やっぱり制度の広報がすごく大事で、ケアマネジャーや地域包括支援センターだけではなくて、市民や市民に一番身近なヘルパーの理解が進めば と思 いま す。

委員長            悪い情報が伝わりやすくて、良い情報はなかなか伝わらないということなので、中核機関は、その悪い情報を打ち消せるように広報を頑張っ ていただ きたい と思 いま す。

G委員            ケアマネジャーも「けんりサポートすいた」が開設したことを知れば、たくさん相談があるのではないかと 思 いま す。これまでも制度にスムーズにつながっ てい る人もいま すが、中核機関には、意思決定支援に時間を要して今も後見人がつかず困っ てい るよう な支援困難な方へのサポートを期待し ているところ です。

委員長            支援者に対するバックアップ機能を求めら れてい るま すので、中核機関にはこちら もよろしくお願 いし ま す。

H委員            普段は、障がい者相談支援センターや吹田市社協につなぎながら成年後見制度の利用の支援をしていま すが、主たる介護者がお

母さんやお父さんだと、なかなか手が出せません。娘さんが銀行でお金を下ろせなくて後見人が必要と言われたり、相続の問題が出たり、介護者が判断することが難しくなる等、本当に困ってからでないと取り組めていないのではないかと思います。御本人の権利を守るという意味では、早くから支援者と介護者が制度を理解して、御本人にとって一番良い時期に後見人について考えるような仕組みが必要だと思います。また、皆さん何でも喋られるようでも、お金や家庭事情に関わることなので、個別相談につなぐのがなかなか難しいです。今までも何回もやっていただいています、関係者向けに時期を見て何回も広報していただくことで、そこから個別相談や専門職の相談につながっていると思っています。

委員長

前身の検討会議のときに、障がい者の保護者の方が同じように仰っていて、成年後見制度を使うのを躊躇するということでした。

我々福祉関係の人間は、弁護士や裁判所との関わりがほとんどありませんでしたが、本協議会で、福祉が司法と結びついたということは非常に大きなことです。また、金融機関も加わり、福祉の分野で新たなネットワークが形成されていますので、金融機関でどのような課題があるのか、お話しいただきたいと思います。

I 委員

金融機関としては、成年後見制度を利用していただけると手続きを進めやすいことがたくさんありますので、ぜひ広報を頑張っていただきたいと思います。支店を限定しなければデジタルサインで動画を流したり、各支店長にリーフレットの御案内をすることもできますので、そういった形で広報に御協力できるのではないかと思います。

現場の話として、1つ目に、認知症の方の通帳を御家族の方が持って来られますが、勝手に御本人の口座から出金することはできませんので、本人確認を厳しく行っています。お母さんの通帳を持って来られた息子さんに委任状を出していただくようお願いすると、窓口でトラブルになることもありますし、本人確認が取れないということになると、施設や病院まで御本人に会いに行っているのが実情です。これが、事務負担やトラブルもあって非常に辛いので、成年後見制度の利用が進めば良いなと思います。2つ目に、御本人から病院に来てほしいと言われたので、指定された日時に伺ったのですが、いらっしゃらないことがありました。病院の受付の方が息子さんに連絡をとってくださったことで、施設に移られて

いることが分かりましたが、御本人には病院の記憶しかないような感じでした。通常、個人情報の関係で息子さんには何も言えませんが、御本人と息子さんと一緒にお会いできるタイミングを設けていただけたので、御本人に許可を取ったうえで、息子さんもいる前でお話をさせてもらいました。そのときに、御本人が息子さんに任せたいとおっしゃって、息子さんが成年後見制度を利用することを提案されていたので、こういうケースも制度の案内ができるチャンスだと思いました。

J 委員

リーフレットにあるように、吹田市は特殊詐欺が多いこともあって「認知症の親が詐欺に遭わないか心配」だったり、「身寄りがなく自分に何かあったら不安」というお客さんがすごく多くいらっしゃいます。そのようなお話を聞いたときに、これまでは成年後見制度があるという説明だけで終わっていましたが、リーフレットがあって、行政でも支援してもらえることが知れて、すごく良かったと思っています。

成年後見制度について職場で話を聞いてみたところ、「どこに相談していいのか分からない」・「時間とコストがかかる」・「お金持ちの制度という認識があるので、敷居が高い」という声が多くありました。今、我々が取り組んでいることとしては、事前に御家族の方とお話をする機会をもつということで、投資信託であるとか運用の商品を持っている 70 歳以上の高齢のお客様には、解約委任サービスの御案内をしています。このサービスは、二親等以内の御家族を設定いただければ、何かあったときや認知症になったときに、解約を受け付けることができるというもので、1 年間で 10 人くらいのお客様にお申し込みをいただいています。このサービスのちらしに、成年後見人が選任されるまで多くの場合 4 か月ぐらいかかることや、平均で月額 2 万円ぐらい費用がかかると書いてあることもあって、サービスを利用される方も増えてきていますので、成年後見制度があるということを早く普及させていただいて、利用する・利用しないも含めて、御本人が決めていけるのが一番良いと思います。これまで、金融機関として伝える手段がありませんでしたが、これからはリーフレットを活用させていただきたいと思います。

委員長

金融機関の困りごとが共通しているということで、中核機関が何をすべきかということが明らかになってきたと思います。

E 委員

この協議会は、中核機関の運営について議論するだけではなくて、吹田市の権利擁護支援の地域連携ネットワーク全体をどうしていくかということを考える場所だと思います。今回の議題にはありませんでしたが、市長申立や報酬助成、日常生活自立支援事業の現状について御報告していただき、意見交換ができるようにしてほしいと思います。

市長申立については、身寄りのない人がどんどん増えて、市長申立のニーズが高まっているので、しっかりと速やかに行って欲しいと思います。成年後見制度はお金持ちの制度のイメージがあるという話もありましたが、実際には、預貯金も少なく、年金や生活保護で暮らしている方がたくさん使っておられる制度ですので、報酬助成をしっかりと欲しいと思います。また、成年後見人に全部を任せるのではなくて、地域でできることは地域でやっていくためには、日常生活自立支援事業の待機者の問題も非常に重要な地域課題だと思います。ぜひ、この協議会では、今申し上げたようなことについて吹田市の現状が分かって、意見交換ができるようにしていただきたいと思っています。

委員長

御提案ありがとうございます。最後に、オブザーバーとして御出席いただいている大阪家裁の方に少しコメントをお願いしたいと思います。

家庭裁判所

まずは、「けんりサポートすいた」の開設おめでとうございます。中核機関として期待される役割が非常に大きいと思いますが、仕事を抱え込んでしまうと身動きがとれなくなってしまうので、三士会の方々とうまく連携しながら運営していただきたいと思います。

裁判所では後見開始の申立てがあつてからのことを取り扱うので、その前の段階のことは裁判所から見えにくいところですが、今日のお話は大変参考になりましたので、今後に生かしたいと思っています。今日はオブザーバーという形で参加させていただきましたが、これは決して大阪家裁の腰が引けているということではありません。後見を開始するのかどうか、あるいは後見人として誰を選ぶのかを判断する立場にある裁判所が、中核機関の運営にかかわるとなると、判断の前の段階から関わっているというような疑念が出る可能性もあることから、オブザーバーの立場とさせて

いただいているところです。

3点、お話をさせていただきたいと思います。1点目に、他市の中核機関や地域との連携も考えていただきたいということです。例えば、市民後見人の育成は一つの大きな目標ではありますが、なかなかしんどい取組ですので、他市と連携しながら取り組めると良いのではないかと思います。2点目は、成年後見制度の利用促進に関する大阪家裁の取組についてです。第二期計画で、本人を中心としたチーム支援や受任調整、後見人の適切な選任・交代が取組目標として掲げられています。大阪家裁では、三士会の方々の協力を得ながら、例えば、課題が解決したものは専門職後見人から市民後見人にリレーをするような計画の推進といった、具体的な取組をいくつか実施していますので、機会があれば御紹介させていただきたいと思っています。また、申立てから後見開始の審判までの期間について、全国統計で70%以上が2か月以内となっています。大阪家裁では、さらに早く進められるよう、書面での審理が可能なものを少し増やしていて、早いものであれば3週間で審判が出せるように取り組んでいます。法改正の動きも非常に注目をしていて、いろいろなパターンの申立てが増えることは間違いありませんので、それにどう備えていくか検討しているところです。3点目として、本協議会の名称には「権利擁護支援」・「地域連携」・「ネットワーク」という3つの言葉が入っている点を指摘させていただきます。成年後見制度の利用促進だけでなく、地域でどういうふうな社会を作っていくのかという非常に裾野の広い大きな取組なので、皆さんから忌憚のない御意見を出していただいて、本協議会で活発な議論が行われることを願っています。

大阪家裁といたしましても、できる範囲で精一杯協力したいと思っていますので、今後ともよろしく願いいたします。

委員長

それでは、以上ですべての議事を終了いたします。貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。